

① 施策の目的

出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療の保険適用を検討し、保険適用までの間は、現行の助成措置を大幅に拡充することとしている。今般、可能な限り早期にその拡充を図るため、第三次補正予算により実施するもの。令和3年1月から3月の拡充分及び令和3年度12ヶ月分（計15ヶ月分）について、第三次補正予算案に計上。

② 施策の概要

不妊に悩む方に対する治療費用の助成について、令和4年度からの医療保険適用を見据えつつ、所得制限を撤廃した上で、助成額の上限について2回目以降も1回30万円で6回まで、2人目以降の子供も同様とし、対象拡大を前提に大幅な拡充を行い、経済的負担の軽減を図る。

③ 施策の具体的内容

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）

現行の支援制度

- ✓所得制限：730万円未満（夫婦合算の所得）
- ✓助成額：1回15万円（初回のみ30万円）
- ✓助成回数：生涯で通算6回まで（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓対象年齢：妻の年齢が43歳未満

新たな支援制度案

- ✓所得制限：撤廃
- ✓助成額：1回30万円
- ✓助成回数：1子ごと 6回まで（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓対象年齢：変更せず

- 拡充の適用 令和3年1月1日以降に終了した治療を対象
- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率等 1／2（負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2）、安心こども基金を活用

※ 原則、法律婚の夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者も対象とする。

① 施策の目的

引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により業況悪化を来している事業者への資金繰り支援を継続するとともに、中小・小規模事業者等の経営改善や業態転換等に伴う資金繰りを支援する。

② 施策の概要

民間金融機関を通じた実質無利子・無担保融資は令和3年3月まで実施し、日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資は、感染状況や資金繰りの状況を踏まえ、当面令和3年前半まで継続する。また、中小企業の経営改善等を支援するために保証料を大幅に軽減する信用保証制度を新設する。さらに、事業再生を支援する信用保証制度の保証料を大幅に軽減する。業態転換等の設備投資や事業再生・事業承継等に係る日本公庫等の融資制度について、適用金利を深掘りする。

③ 施策の具体的内容

○伴走支援型特別保証制度（新たな信用保証制度）

保証限度額	4,000万円
保証期間	10年以内
据置期間	5年以内
金利	金融機関所定
保証料（事業者負担分）	0.2%（補助前は原則0.85%）
売上減少要件	▲15%
その他	- セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けていること - 今後取り組む事項（アクションプラン）を作成すること - 金融機関が継続的な伴走支援をすること

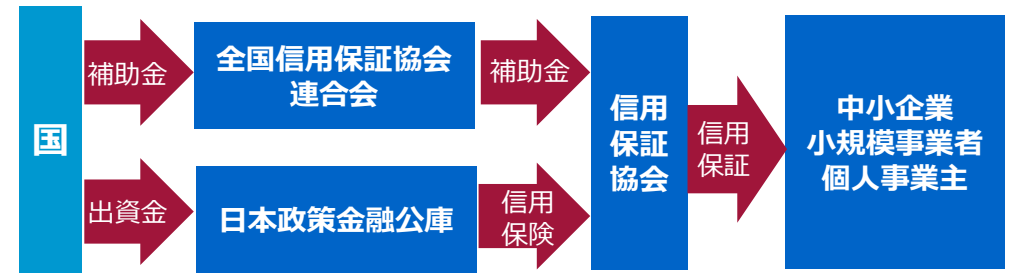
○設備資金貸付利率特例制度

新事業やビジネスモデルの転換等、生産性向上に資する設備投資を実施する場合の日本公庫等の適用利率について、各貸付制度の適用利率から当初2年間▲0.5%

○企業再建資金、事業承継・集約・活性化支援資金等

事業再生・事業承継等に係る資金について、基準金利から▲0.4～▲0.9%

スキーム



スキーム



※政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資の実施スキーム、要件等は従前どおり。